

# 【家計急変】

## 令和4年度前期山口大学授業料免除申請のしおり 山口大学学生支援部学生支援課

### ○申請対象者

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対して、支援を行います。

以下の基準のどちらかを満たす場合に申請することができます。

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した世帯  
※「特別定額給付金」は上記には該当しません。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、最新の所得が、事由発生前（令和元年度、令和2年度若しくは令和3年度）の所得と比較し1/2以下となった世帯  
※留年中または修業年限超過の方は原則申請できません。ただし、留年又は修業年限超過が特別な事情による場合は、学生支援課学生サービス係（共通教育棟本館1階8番窓口）までお問合せください。  
※高等教育の修学支援新制度（新制度）で「第一区分」が決定している学生は、全額免除となりますので、申請の必要はありません。

### ○令和4年度前期授業料免除申請スケジュール【家計急変】

#### ① 申請期間

令和4年5月9日（月）～5月13日（金）

受付時間は9時00分から17時00分までです。

※常盤地区の受付時間は、9時00分から12時00分、13時00分から17時00分までです。

※申請期間及び受付時間を厳守してください。

※申請期間後および受付時間後は申請を受理しません。

#### ② 申請結果通知

令和4年8月～9月（予定）

申請者の山口大学公式メールアドレス宛に、申請結果の通知メールを送付します。

### ○申請書類の提出場所（持参）

地区名	提出場所
吉田地区の学生，社会人学生	学生支援課学生サービス係（共通8番窓口）
小串地区の学生	医学部学務課教育・学生支援係
常盤地区の学生	工学部学務課学生係

○重要 本学からの連絡は、電話又は山口大学公式メールアドレス宛にメールを送付します。授業料免除担当の電話番号（083-933-5611）を携帯電話に登録しておいてください。

# 【家計急変】

山口大学では経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる方に、本人の申請に基づき選考の上、各期分授業料の全額又は半額を免除することがあります。免除を希望される方は、本しおりを熟読の上、申請してください。

## 目 次

1	申請方法	1
2	提出書類	1
	（1）申請者全員が提出する書類	1
	（2）所得に関する書類	2
	（3）特別控除に関する書類	4
	（4）その他の書類	5
3	前期授業料免除（旧制度）を申請している場合について	6
4	不足書類がある場合について	6
5	注意事項	6

### 【記入例・入力例】

授業料免除願 【家計急変】	8
給与等支給（見込）証明書	9
退職に関する証明書	10
在学証明書及び授業料免除状況証明書	11
長期療養申立書	12
生活状況申告書（日本人学生用）	13
生活状況申告書（私費外国人留学生用）	14

本しおりに関する問い合わせ先

山口大学学生支援課学生サービス係（共通教育棟本館1階8番窓口）

（対応時間）8：30～17：00

（電話）083-933-5611

（E-mail）ga113@yamaguchi-u.ac.jp

# 【家計急変】

## 1 申請方法

- (1) 必要書類を準備する（必要書類の詳細は1頁以降を参照）。
- (2) 授業料免除申請システム操作マニュアルを参照しながら、WEBにより授業料免除システムで必要事項を入力し、「本人調書」をプリントアウトする。
- (3) 「(1)で準備した必要書類」と「本人調書」を、表紙に記載されている「申請書類の提出場所」へ持参して提出する。

※授業料免除システムへログインできる期間は、申請受付期間中のみです。

また、ログインは山口大学内からのみ可能です。

※技術経営研究科（MOT）所属でない方が、MOT広島・福岡教室にて授業料免除システムへログインすることは認められません。

※授業料免除システムおよび操作マニュアルはこちらを参照してください。

山口大学 HP > 在学生の皆様 > 学生生活の手引き > (2) 入学料・授業料

## 2 提出書類

### (1) 申請者全員が提出する書類

次の書類（4点）が整っていない場合は、申請を受理することができません。

提出書類	留意事項
1 授業料免除願【家計急変】（原本）	※記入例（8頁）を参照のうえ、作成してください。
2 本人調書（原本）	※授業料免除システム操作マニュアルを参照のうえ、作成してください。
3 <b>最新の所得・課税証明書（原本）</b> ※①所得の種類・金額，②住民税課税額の2点が記載されている「所得・課税証明書」を提出してください。 ※市区町村によっては、無収入の者の場合、所得・課税証明書が発行できないことがあります。その場合は、住民税非課税証明書を提出してください。	<b>※「2 本人調書」に入力した同一生計家族全員分が必要です。本人及び生計を同じくする家族（無所得者を含む）全員分の書類が無い場合は申請を受理しませんので注意してください。</b>  <b>【注意事項】</b> ※申請者本人の兄弟姉妹や祖父母等，同居はしているが別生計の場合，その兄弟姉妹や祖父母等の所得・課税証明書は不要です。
4 <b>新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変したことを証明する書類</b>	※該当しているもの全てを提出してください。 ○公的支援の受給証明書(写) 貸与及び給付（6か月以内のもの、令和4年度入学者は1年以内のもの） ○所得が1/2以下になったことを証明する書類 ・事由発生前の所得・課税証明書（原本） ・直近3ヶ月分の給与明細通知書(写)又は給与等支給（見込）証明書（様式あり）（原本） 自営業の場合：収入金額と必要経費が分かる書類（様式任意）

# 【家計急変】

## (2) 所得に関する書類

申請者本人と同一生計の家族に、以下に該当する方がいる場合、全ての収入に関し、所得・課税証明書に加え必要書類を提出してください。

### ① 給与所得

対象者	必要書類	発行機関等
就職している場合 ※所得・課税証明書の「給与収入」欄に金額が計上されている方が対象です。	○令和3年分源泉徴収票（写） ※紛失等で手元にない場合、給与が現金手渡しの場合、パートやアルバイトの場合は、9頁を参照してください。 ※直近の所得が、最新の所得・課税証明書の所得と比較し1/2以下になった場合は提出不要です。	勤務先
令和3年1月2日以降、新規に就職した場合	○給与等支給（見込）証明書（様式あり）（原本） ※記入例（9頁）	勤務先
所得が最新の所得・課税証明書の所得と比較し1/2以下になった場合	※（1）～4をご確認下さい（1頁） ※最新の所得・課税証明書で比較できない場合、新型コロナウイルス感染症の影響が出る前と後の給与明細通知書（写）それぞれ3ヶ月分をご提出ください。	勤務先
失業給付金を受給している場合	○雇用保険受給資格者証（表・裏）（写） ※基本日額、残日数が記載されているものの写しを提出してください。	ハローワーク
年金・恩給受給者 ※所得・課税証明書の「公的年金」欄に金額が計上されている方が対象です。	○令和3年分の年金等の源泉徴収票（写）	日本年金機構等
障がい年金受給者 遺族年金受給者	○最新の「年金支払（振込）通知書（写）」又は「年金改定通知書（写）」	日本年金機構等
児童手当受給者 ※中学3年生以下の子どもがおられる世帯が対象です。	○児童手当支給に関する金額の記載してある通知書（写） ※支給が給与に含まれている場合は、その事が確認できる証明書類を提出してください（給与明細の写し等）。	市区町村役場
児童扶養手当受給者 ※主に母子家庭、父子家庭の方が対象です。	○児童扶養手当証書（写）又は児童扶養手当額決定通知書（写）	市区町村役場
特別児童扶養手当受給者 ※精神又は身体に障がいを有する児童がおられる世帯が対象です。	○特別児童扶養手当証書（写）又は特別児童扶養手当額決定通知書（写）	市区町村役場
傷病手当受給者	○傷病手当金支給決定通知書（写） ※実際に支給があった期間分（支給開始の時から、最新まで）を提出してください。 ※支給が停止する場合は、最後の通知のみ提出してください。	保険者
生活保護受給世帯	○最新の生活保護決定（変更）通知書（写） ※月額等、金額が分かるものを提出してください。	市区町村役場等

# 【家計急変】

## ② 給与以外の所得

対象者	必要書類	発行機関等
自営業，農林水産業，不動産，利子，配当，雑所得など  ※所得・課税証明書に「営業所得」，「農業」，「不動産」など給与収入以外の収入が計上されている方が対象です。	<b>【確定申告をしている場合】</b> ○令和3年分確定申告書の第一表，第二表，第三表（写） ※個人番号（マイナンバー）を塗りつぶして，見えない状態で提出してください。  <b>【市民税・県民税の申告をしている場合】</b> ○令和4年度市民税・県民税申告書（写）  <b>【令和3年1月以降に転業・開業した場合】</b> 上記の「確定申告書」又は「市民税・県民税申告書」に加えて，「直近3ヶ月分の収入金額と必要経費が分かる書類（様式任意）」を提出してください。  <b>【新型コロナウイルス感染症の影響で，所得が1/2以下になった場合】</b> ※（1）-4をご確認下さい（1頁）	税務署 市区町村役場

## ③ 臨時所得

令和3年10月1日（令和4年4月入学者は令和3年4月1日）以降に，以下の対象者がいる場合又は以下に関する臨時所得を受け取った場合，必要書類を提出してください。

対象者	必要書類	発行機関等
仕事を退職した場合	○退職に関する証明書（様式あり）（原本） ※記入例（10頁）	元勤務先
学資負担者等が死亡した場合	○死亡診断書（写）等，死亡が確認できる書類 ○退職に関する証明書（様式あり）（原本） ○生命保険金等の支給証明書（写） ○遺族年金の年金証書（写）、年金支払（振込）通知書（写）又は年金改定通知書（写） ※上記のうち，該当するものを提出してください。	医師 元勤務先 保険会社等

# 【家計急変】

## (3) 特別控除に関する書類

以下の特別控除を希望する場合は、該当の書類を提出してください。本学が指定する期日までに書類の提出がない場合は、控除の対象としません。

対象者	必要書類	発行機関等
申請者本人の兄弟姉妹が大学(短期大学), 高等専門学校, 専修学校(専門・高等課程)に在学している場合	○在学証明書及び授業料免除状況証明書(様式あり) ※原本を提出してください。 ※記入例(11頁) ※指定様式以外の在学証明書等で代用することはできません。 ※兄弟姉妹が山口大学に在学の場合、証明書の提出は不要です。	在学学校
身体または精神障がい者がいる場合	○障がい者手帳(身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳)(写)	市区町村役場等
6ヶ月以上の長期療養者がいる場合	○長期療養申立書(様式あり)(原本) ※記入例(12頁) ○6ヶ月以上の療養が確認でき, 且つ現在も加療中であることが確認できる医師の診断書(原本) ○直近1年分の領収書(写) ○高額療養費等, 補填を受けた場合は, その金額がわかるもの(写)(振込通知など)(該当者のみ)	医療機関
申請者本人又は学資負担者が災害を受けた場合	○罹災証明書(原本) ○公課証明書または評価証明書(原本)	市区町村役場

# 【家計急変】

## (4) その他の書類

対象者	必要書類	発行機関等
<p>給付型奨学金受給者 ※返還を必要としない 奨学金</p>	<p>○奨学金採用通知 (写) ※受給額がわかるものを提出してください。 ※貸与型奨学金 (日本学生支援機構等) については、<u>提出不要です。</u></p>	
<p>独立生計者 ※日本人学生 ※生活状況申告書の内容が 実態とかけ離れている場合 は、虚偽申告と見なし、申請 は無効となります。</p>	<p>○生活状況申告書 (独立生計申立書) (様式あり) (原本) ※日本人学生用の様式で作成してください。 ※記入例 (13頁)</p> <p>○健康保険証の写し ○父母等の所得税法上の扶養家族となってい ないことを証明する書類 (父母等の源泉徴収票 (写) など)</p>	
<p>外国人留学生 ※生活状況申告書の内容が 実態とかけ離れている場合 は、虚偽申告と見なし、申請 は無効となります。</p>	<p>○生活状況申告書 (独立生計申立書) (様式あり) (原本) ※私費外国人留学生用の様式で作成してください。 ※記入例 (14頁)</p> <p>○在留カード (両面) の写し ○健康保険証の写し ○ (仕送りがある場合) 仕送り額を証明できる 書類 (例: 通帳のコピー) ※日本での生活や勉学をするための援助や自国との往 来にかかる交通費等の援助は全て仕送りとなります。 ※年数回支援してもらっている場合、年間の額を12で 割った月平均額を記載してください。 ○ (自国での) 奨学金採用通知の写し ※自国から給付型奨学金を受領している方が対象です。 ○返還を必要としない、学費・生活費・旅費等 の支給を証明する書類の写し ※生活状況申告書以外の書類は、<u>同一生計家族全員分が 必要</u>です。</p>	

# 【家計急変】

## 3 前期授業料免除（旧制度）を申請している場合について

前期授業料免除（旧制度）を申請している場合、申請時と同様の状況が継続している部分に係る必要書類は省略することができます。

ただし、2（1）申請者全員が提出する書類（1頁）及び変更部分に係る必要書類は、省略することができませんので、必ずご提出ください。

## 4 不足書類がある場合について

申請書類提出後、不足書類がある場合は、本学が指定した提出期限までに提出するように電話またはメールで依頼をします。連絡があった場合は、速やかに対応してください。

本学が指定した提出期限までに不足書類の提出がない場合は、保護者宛に書類督促の文書を送付します（独立生計者、留学生の場合は本人宛に送付します）。督促文書に記載している提出期限までに提出がない場合は、申請は無効となりますので留意してください。

## 5 注意事項

- ・申請者及び家族の状況によっては、提出する書類として記載のない書類の提出を求める場合があります。
- ・申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請結果の通知後であっても免除の許可を取り消すことがあります。
- ・申請結果の通知より前に休学・退学する場合や、申請者本人の連絡先の変更があった場合は、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。
- ・申請書類提出後、同一生計の家族が転職等で、家計状況に変更が生じた場合や、同一生計の家族が独立等で家族状況に変更が生じた場合は、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。
- ・一度提出された書類は、返還や閲覧ができません。



## 【家計急変】

次頁以降は記入例・入力例です。